平成２６年（フ）第４５８６号
大阪府箕面市彩都粟生南１丁目７番９号
債務者　三輪　朋子（旧姓土井原）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６号
北海道標津郡中標津町東24条南６丁目２番地８
債務者　亀井　幸次
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月25日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１５６６号
横浜市金沢区高舟台１丁目１番Ｎ―201号
債務者　館野　伸雄
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７８号
横浜市都筑区池辺町2425番地　ハイツアイランドⅡ205号室
債務者　木村　知代（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９３号
横浜市中区宮川町２丁目15番地　ＧＨＮビル403号室
債務者　小山内　聡
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７００号
神奈川県大和市上草柳２丁目４番４号　東栄ハイツ１号
債務者　小林　　忠
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６９号
北海道旭川市春光台１条６丁目５番６号　ＭＳＣコーポ２―202号室
債務者　對馬　由美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７４号
北海道旭川市新富１条１丁目９番10号　グリムＢ棟105号室
債務者　平間　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８０号
北海道旭川市末広２条４丁目５番２号
債務者　坂　　貴和
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９８号
北海道旭川市旭町２条17丁目199番地の119
債務者　増永　敏夫
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０７号
北海道旭川市南５条通22丁目２番地の104　ボックス南Ａ105号室
債務者　中村　忠敬
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３４号
東京都八王子市みなみ野２丁目10番５号ミントフォンテーヌ104号
債務者　宮川　　恵（旧姓大岩）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４９号
釧路市星が浦大通４丁目５番13号
債務者　橋本　信幸
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７７号
釧路市美原１丁目22番7305号　Ｍ―12―7305号室
債務者　菊地　千鶴（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市平松本町1127番地６　きくちハイツⅢ205号、前住所栃木県日光市土沢1768番地19
債務者　髙根　俊之
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係